

最高経営責任者 高須賀 宣  
最高技術責任者 畑 慎也  
最高執行責任者 青野 慶久  
最高財務責任者 山田 理

## 株式会社ネオジャパン社に対する 差止請求控訴事件の和解成立のご報告

サイボウズ株式会社(本社:東京都文京区、代表取締役社長兼 CEO:高須賀宣)は、グループウェア製品「サイボウズ Office」を模倣していると思われる製品を製造するネオジャパン社に対し、損害賠償及び製品の頒布や使用許諾の差止めを求める訴訟を起こしていました。本件訴訟について、本日 5 月 30 日(金)に、東京高等裁判所にて当事者双方は、訴訟上の和解で本件訴訟を終了させることを合意しました。

和解の概要は、以下のとおりです。

### 【和解の概要】

- ・ネオジャパン社は、ネオジャパン社の製品である「iOffice2000 V2.43」及び「iOffice V3」の基となる「iOffice2000 V1.0」の開発に当たり、「サイボウズ Office 2」を参考にした点があることを認めるとともに、上記の参考の仕方に行き過ぎた点があったとの当社の主張を真摯に受け止め、今後のビジネスソフトの開発に当たって、その点に留意するものとします。
- ・前項の趣旨を鑑みて、ネオジャパン社は、その製品である「iOffice2000 V2.43」の新規顧客への販売を今後も行ないません。ただし、上記製品の販売停止は、著作権侵害を理由とするものではありません。
- ・双方は、ビジネスソフトの開発に関して、互いに、開発のインセンティブを損なうことのないよう相手方の開発ソフトの価値を十分に尊重し、業界発展と共創の意識を持つように心がけて営業活動を行うものいたします。また、双方は正当な競争原理から逸脱することなく切磋琢磨して社会に貢献することとします。

### 当社のコメント

当社は、ビジネスソフトウェアの創作的な価値を、「機能」「デザイン」そして「使い勝手」の 3 つから構成されると考えております。うち「使い勝手」は特に重要であり、保護されるべき価値だと考えています。当社の技術者は、如何に使いやすくするか常に知恵を絞っていますが、こうしたノウハウは、特許や著作権などの法的保護が与えられるかどうか慎重に判断される場合もあると認識しています。

当社は今回の裁判を通して、ハードウェアとは違ったソフトウェアに代表される目に見えない価値の権利が著作権法等現行法の枠組みで必ずしも全て保護されるものではないと感じています。今後も、ソフトウェア開発のインセンティブを損なわれることなく、開発ソフトの価値が十分に尊重されるような環境整備に働きかけ、業界全体の発展に貢献していくつもりです。また当社は、この様な問題を抱える環境の中で、ネオジャパン社が本和解の合意に至ったことを評価し、これが「今後は、業界発展と共創の意識を持ち、切磋琢磨して社会に貢献して参ります」との相互の意識確認に至ったものです。

**(本件に関するお問い合わせ先)**

〒112-0004

東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 14 号 後楽森ビル 18 階

サイボウズ株式会社 <http://cybozu.co.jp/>

広報IRグループ pr@cybozu.co.jp

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1 丁目 18 番

綿半野原ビル別館 5 階

小川綜合法律事務所 弁護士 小川 義龍

〒104-0031

東京都中央区京橋 2 丁目 3 番 9 号

京橋山陽ビル 7 階

平出法律事務所 弁護士 平出 晋一